

J R 東海労幹関西地「発」第8号  
2 0 2 1 年 1 月 1 3 日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 特殊健康診断に関する新大阪第一事業所の勤務手配に関する申し入れ

令和2年度第2回特殊健康診断の実施について、J R 東海人事部厚生課健康管理センター所長名で受検の案内が対象出向社員に届いた。

その中で、勤務の取扱いについて「特殊健康診断にかかる時間は『勤務』とします」と記載されている。

また、「出向先会社にも特殊健康診断の実施に関する書面を送付しております」と記載されている。

関西地区における実施日程と実施会場は、12月2日、3日、4日が大阪第一運輸所、12月23日、24日、25日が大阪仕業検査車両所であった。

11月27日、第一事業所の藤田組合員は田中総務科長に対して、12月2日、3日、4日に大阪第一運輸所で実施される特殊健康診断を受診できるように、その他の対象者を含め勤務手配を要請した。

田中総務科長は、その際に「対象者は分かっています。伝えておきます。」と答えた。

しかし、12月になっても何も連絡がないことから、12月1日、藤田組合員は1人で山崎副所長に対して勤務手配の件について話を聞いた。

山崎副所長から「3日、4日の出勤日の勤務免除は人がいないことから無理、2日の特休で受診するように」と言われた。

さらに、「その日に用事があって受診できない場合は、12月23日、24日、25日の大阪仕業検査車両所は勤務免除はできないが休みで受診するように」と言われた。

その結果、藤田組合員は仕方なく12月2日の特休に受診した。(ちなみに、藤田組合員の12月23日、24日、25日の勤務指定はすべて出勤であった)

以上は、藤田組合員の受診に関する事実経過である。

しかし、12月2日以降の受診に対して、勤務手配を希望した第一事業所の受診対象出向社員のすべてが、勤務免除の勤務手配を受けて受診できた事実が判明した。

そのことから藤田組合員だけが差別的で不利益な勤務の取扱いを受けた事実が明らかとなった。

よって、下記の点について申し入れるので早急に団体交渉を開催して回答すること。

## 記

1. 藤田組合員に対する受診に関する扱いは、差別的で不利益な扱いである。藤田組合員に対して謝罪すること。
2. 藤田組合員が特休で受診した12月2日を出勤扱いとして、特休を別の日に振り替えること。
3. 特殊健康診断は勤務での受診が基本と考えるが見解を明らかにすること。
4. 第一事業所において、令和2年度第2回特殊健康診断の受診対象者が事前に勤務手配を希望した場合に勤務免除の取扱いで受診をさせた。しかし、藤田組合員だけは休日を受診をさせたが、その判断基準を明らかにすること。
5. JRからサービックに対して特殊健康診断の対象者等の書面が何時、何処に送付されてきたのか明らかにすること。その際に勤務免除での受診の要請があったのか明らかにすること。
6. 事務統括センターからは受診日の勤務の取扱い等についてどのような指導を受けているのか明らかにすること。
7. 第一事業所は、特殊健康診断受診対象者に対する勤務指定を昨年まではどのように行ってきたのか明らかにすること。
8. 第一事業所は、受診対象者が事前に受診希望日・受診会場を希望してきた場合の勤務の取扱いは、この間どのように行ってきたのか明らかにすること。

以上